

令和8年5月20日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条の3第1項及び第5項に規定する未就学児に係る令和8年度の国民健康保険料の基礎賦課額の被保険者均等割保険料額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第2項及び第6項において準用する条例第10条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- |  |         |
|--|---------|
| 1 条例第14条の3第1項に規定する乗じて得た額                               | 15,614円 |
| 2 条例第14条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の3<br>第5項第2号に掲げる乗じて得た額 | 4,684円  |
| 3 条例第14条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の3<br>第5項第2号に掲げる乗じて得た額 | 7,807円  |
| 4 条例第14条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の3<br>第5項第2号に掲げる乗じて得た額 | 12,491円 |